第87号
奈良会議所ニュース
1975, 12

発行所　奈良市登大路町36番地の２
奈良商工会議所
編集責任者　小谷武芳
印刷所　共同精版印刷株式会社
１部50円

第94回常議員会
第59回臨時議員総会
より積極的に会館建設資金対策を



地域商工業者の中枢機能を果たすセンターとして昨年末に竣工した奈良商工会議所会館も今年で一年目。立派な会議所活動の拠点として又商工業者はもちろんのこと一般市民の方々の福祉増進にも役立っており、今後ますます地域の健全な発展に寄与するものと期待されている。

しかし、昨今の不況のあおりをうけ、会館建設資金面で問題を残しているのが現状である。

この難問題に対処するべく、九月一日開催の第五十八回臨時議員総会において、会館対策実行委員会（近東弘七委員長）の設置が決議され、積極的に動き出すことになった。

今回の第九十四回常議員会並びに第五十九回臨時議員総会では、会館対策実行委員会の審議経過と、会館建設資金の拠出方法、倶楽部等につき報告がなされ今後一層会館建設資金対策に全力をあげ、一日も早く正常な会議所運営が出来るよう努力することになった。

（総会概要は三ページに掲載）

目　次

人「不況下の税務行政」
奈良税務署長……山中清氏…２
第59回臨時議員総会開く……３
のれん分け資金融資制度……４
中小企業庁だより……５
職長・監督者の問題解決とリーダーシップ……６
経営実務セミナー……７
各種検定試験案内……７
税務署だより……８
奈良商工会議所共済制度……８
新年賀会ご案内……９
会議所日誌……９
求職者情報……10
消　息……10
ご紹介……11

人

不況下の税務行政



奈良税務署長　山中清

最近の社会経済情勢はますます厳しさを加えており、税務環境面でもいろいろ難問が山積しております。

しかしこのような時期であればあるほど、税務の中立性を守り、税務に対する納税者の信頼を確立していく努力が、ぜひ必要であると考えております。

具体的な心構えとして「公正」と「親切」を基本とした事務執行を行うよう努めております。

税務行政の使命は今さら申上げるまでもなく適正な課税、そして申告納税制度の確立にあります。

「納税者自ら進んで適正な申告と納税を行う」申告納税制度は着々と浸透してきておりますが、これを更に推進するためには、広く納税者の皆様に税を正しく理解していただかなければなりません。

そのためには、納税者と税務当局とが親しく話し合いのできるような「対話の場」とその「環境」をつくってお互いの信頼と理解を深め、また一方悪質な納税者には厳しい態度でのぞむことにより、課税の公平を図り明るい納税環境を醸成する必要があります。

当署では、皆様の御協力を得て、各種税法説明会を開催する等、税知識の普及、税務簿記会計事務の向上を図るとともに、「親しまれる税務署」として、納税者の身になっての税務相談の体制づくりを行っています。

ちなみに、本年七月より当署に「大阪国税局税務相談室」が開設されておりますが、専門の相談官が、あらゆる税に関する相談に応じ、納税者の立場になって脱税ならぬ合法的な節税等を考え、併せて税の普及を図っており、幸い利用される方が次第に増えてきております。

厳しい現在の経済状勢下にあって、私達は税務面での不満をできるだけなくし、納得のいく納税ができるような明るい納税環境をつくっていくよう積極的に取組んでいます。

どうか皆様方におかれましても、税務行政の使命が円滑に推進できますよう、今後とも格別の御協力をお願い申上げます。

最後に、商工会議所のますますの御発展と会員各位の御繁栄をお祈り致します。

第59回 臨時議員総会

―会館建設資金対策を一層進めよう―

去る十一月十七日、午後一時三十分からの第九十四回常議員会に続き、同三時より第五十九回臨時議員総会が上田、安藤、小林各副会頭はじめ大東議員ほか五十九名（うち委任状出席三十二名）の出席により開催された。総会の議事概要は次のとおり。

報告事項

(1) **常議員、議員一部異動について**

▽常議員に三岡嘉三郎氏＝三岡商事㈱社長が九月四日付で就任。

▽議員に吉岡二郎氏＝奈良近鉄タクシー㈱専務取締役に代わって越守達氏＝同社社長が就任（九月二十四日付）【写真】



常議員　越守達氏

▽議員に池田武夫氏＝大和証券㈱前支店長の栄転にともない新支店長の吉野正人氏が就任（十一月十四日付）【写真】



議員　吉野正人氏

(2) **業務概要（七月～十月）報告について**

以上、事務局より報告がなされ、これを了承、協議事項に入る。

協議事項

(1) **常議員補欠選任について**

▽富森光弘氏（元奈良市信用金庫理事長・常議員）の辞任にともなう常議員補欠選任については、理財部会に一任。

▽常議員吉岡二郎氏から越守達氏の議員職務交代にともなう常議員補欠選任については、越守達氏（奈良近鉄タクシー㈱社長）が常議員に選任された。

(2) **会館建設資金対策について**

(イ) 会館対策実行委員会経過と常議員、監事、議員の会館建設資金の負担について

本件については、前五十八回の議員総会に於て設置することになった会館対策実行委員会の審議経過と概要を次の通り報告され一同了承された。

常議員、監事、議員に対する負担割合を定め、その拠出法方は、寄付金、特別協賛金または倶楽部入会金のいずれか、あるいはこれ等を組合わせた方法によって分担する。また、新たに議員、常議員となるものの負担も定め、役員議員各位には真にご迷惑ながらご協力を戴く。

(ロ) 奈良商工会議所友好倶楽部の設立概要案について

本件は、十一月七日開催の第四回会館対策実行委員会において種々協議の結果、同倶楽部準備委員会（西田誠宏委員長、植原一光副委員長、委員十二名）を設立し、倶楽部設立に努力する。

以上の件について慎重審議され、今後も会館建設資金対策に全力をあげることになった。

秋の叙勲祝賀会も開催

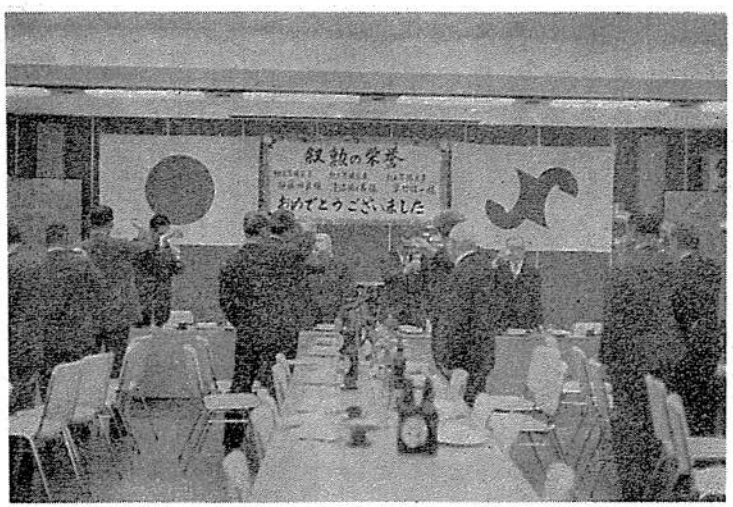
同議員総会終了後、五階大ホールにおいて、当所議員関係で、秋の叙勲の栄誉に浴された方々の祝賀会が催され、喜びをともにした。

受賞者は次の三氏

▽安藤四良氏（勲三等瑞宝章）

▽浅沼猪之吉氏（勲三等瑞宝章）

▽草竹信一氏（勲五等瑞宝章）



のれん分け資金融資制度

国民金融公庫・特別貸付部
特別貸付課長
河内忠夫



このたび、国民金融公庫では新たな融資制度としてのれん分け資金融資制度（正式には「従業員独立開業資金貸付」といいます）を設け、七月一日から申込みの受付を開始しましたので、その概要等について簡単にご紹介してみたいと思います。

【制度の趣旨】

中小企業の働いている従業員のなかには、将来独立して事業の経営者となることを志しておられる方が多いと思われますが、実際に独立して開業するためには多額の資金を必要とし、しかもこれらの方の多くは資金の蓄積や資金の調達力も十分でないために、独立して開業することは大変むづかしい状況にあるのが現実であるといってよろしいでしょう。

そこで、中小企業に一定期間以上継続して雇用され独立開業を志しておられる方に対して、新たに開業するために必要な資金を融資することにより、従業員に独立開業の道を開き、同時に企業に対しては、従業員の勤労意欲と定着性の向上など経営の安定に資することを目的として設けられたのがこの「のれん分け資金融資制度」であります。

なお、独立して新たに開業しようとする方に対する資金の貸付は、今回初めて取扱うこととしたものではなく、従来から一般の貸付で取扱ってきたところではありますが、その中でも一定の要件を満たす場合に限り、特に優遇的措置を講じようとするものであります。

【融資を受ける資格】

この制度をご利用できる方は、中小企業の従業員で現に雇用されている企業と同一の業種の事業を新たに営もうとする方（経営者のご家族等は除きます（注）一）で、次のいずれかに該当する方です。

ア、現在の勤務先である中小企業に継続して八年以上勤務されている二十八才以上の方。

イ、現在の勤務先である中小企業に継続して五年以上勤務されている三十才以上の方であって、現在の勤務先の企業と同一の業種に属する企業に通算して十年以上勤務されている方。

（注）一、経営者のご家族等とは次の者をいいます。

事業主（法人企業の場合は代表者及びその三親等内の親族である役員を含む）及びその配偶者ならびに、これらの者の三親等内の親族及びその配偶者。

なお、環境衛生金融公庫の貸付対象業種（飲食店、旅館、理・美容業等及び生鮮食料品等）小売業近代化業種（青果、鮮魚小売業等）ならびに「中小企業団体の組織に関する法律」等によって規制を受けている業種（織物業、メリヤス業等）更に風俗営業取締法により規制を受けている業種（ナイトクラブ、ダンスホール、パチンコ店等）については、この貸付の対象とならないものもありますので、詳しくはお近くの支店でご相談ください。

【資金使途】

貸付の対象とする資金の使途は、現在の勤務先の企業と同一の業種に属する事業を新たに営むために必要な設備資金及び運転資金となっています。

【ご融資の条件】

ア、貸付制度
一般貸付とあわせて一、三〇〇万円以内（但し、運転資金の場合は一、〇〇〇万円以内）

イ、貸付利率
年九・四%

ウ、貸付期間
設備資金七年以内（据置期間二年以内を含む）
運転資金五年以内（据置期間六ヶ月以内を含む）

エ　保証人
原則として一名以上。

オ　担保
提供していただく場合もあります。

カ　返済方法
原則として月賦、必要に応じその他の割賦または

専門相談員による　相談室開設！

当所では、会員サービスの一環として下記日程により専門相談室を開設しております。お気軽にご利用下さい。尚この相談室をご利用される方は事前（前日でも可）に当所宛ご連絡下さい。

月曜日　法律相談　一〇：〇〇～一三：〇〇
相談員は当所顧問弁護士と相談の上適当な弁護士を紹介致します。

水曜日　経理・税務相談　一三：〇〇～一五：〇〇
公認会計士・税理士　中島良次氏

木曜日　特許相談　一三：〇〇～一五：〇〇
弁理士　蔦田璋子氏

金曜日　金融相談　一〇：〇〇～一六：〇〇
当所経営指導員

一時払い。

【貸付の取扱いなど】

お申込みの受付は、お近くの国民金融公庫窓口で直接取扱っておりますが、各地の商工会、商工会議所でもご相談および申込みの取次ぎをいたしておりますのでお気軽にご相談ください。

【お申込みに当つての留意点】

以上のとおり、この融資制度は中小企業に、ある一定期間以上継続して雇用されている従業員の独立開業資金の融資について、特別な取扱いを定めたものでありますが、一般に新規開業する場合は、事業の先行き見通し等の判断が困難であり、それだけリスクも多くなるものと思われます。したがって、この制度を利用し新しく事業を営もうとする方は、事業計画、資金計画等を十分検討することが肝要かと思われます。

また、事業主においても従業員が独立開業しようとする場合は、事業経営における豊かな経験と知識を背景にした的確かつ積極的な支援が望まれます。

【終りに】

この制度は発足してまだ三ヶ月足らずでありますが国民金融公庫では予想以上の申込みを受けております。このことは、現在、長期間同一事業に勤務した方の独立開業意欲の強さ、ひいては、現在の従業員の労働意識を表わしているものと受けとめるべきでありましょう。

このような意味で従業員の独立開業を、金融という側面から援助することは、社会の要請に適合した施策であろうかと思います。

戦後、中小企業が日本経済の発展に大きく貢献してきたことはご存知のとおりであり、中小企業が今後とも健全に成長することは、わが国経済の発展にとって非常に重要なことであります。

国民金融公庫としては、当制度の趣旨をよくご理解いただき、有効なご利用を願っています。

中小企業庁だより

中小企業信用保険法と、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正と、中小企業信用保険法に基づく不況業種の指定等について

中小企業庁では、標記二つの法律の一部改正について今国会に提出したので、その内容を紹介します。

一、まず中小企業信用保険法の一部を改正する法律は不況の長期化に伴い、中小企業の中でも担保力が限界に達している小企業者（従業員五人、商業、サービス業については二人以下の会社及び個人をいいます）に対する金融の円滑化を図るため、小企業者を対象とする特別小口保険の付保限度を引き上げようとするものです。特別小口保険は、信用保証協会が小企業者を対象として担保及び保証人を提供させない一五〇万円以下の保証契約につき中小企業信用保険公庫が中小企業信用保険法に基づき引受ける保険契約です。この一五〇万円を二五〇万円まで引上げ、中小企業者がお金をより有利に借りられるようにしようとするものです。

二、次に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律は、中小企業者が台風、豪雪等の災害により被害を蒙った場合「激甚災害に対処するため特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害として指定されると、被害中小企業者の救援のため種々の特別措置が講じられることとなっていますが、この改正では

①激甚災害法が適用される場合の天災融資法の規定による経営資金及び事業資金の貸付限度額を二倍に引上げること。

②激甚災害法の規定による中小企業者に対する貸付金の貸付限度を二倍に引上げるものとすること。

となっています。①は八条関係、②は十五条。商工組合中央金庫からの災害融資で、現在組合員二〇〇万円、組合六〇〇万円となっているものが、改正されますと、それぞれ、四〇〇万円、一、二〇〇万円となります。

三、最後に、中小企業信用保険法第二条第四項第三号に基づく業種指定及び指定期間の延長について（いわゆる不況業種の指定）について、次の措置を決定し、十月一日付で官報告示を行いました。その内容は、

㈠指定業種の追加

最近における需要の著しい減少等の状況にかんがみ、次の業種が新規に指定されました。なお、指定期間は、昭和五十年十月一日から同年十二月三十一日までとなっています。

(イ)木材チップ製造業

(ロ)理化学用・医療用ガラス器具製造業、生コンクリート製造業及び耐火れんが製造業

(ハ)バルブ装置・製紙機械製造業、弁・同付属品製造業及び玉軸受・ころ軸受製造業（針状ころ軸受製造業を除く）

二、既指定業種の指定期間の延長

既指定業種については、指定期間の到来に伴い、業況の改善・安定がみられる一部の業種を除き、指定期間をさらに三ヶ月（昭和五十年十二月三十一日まで）延長することとしております。

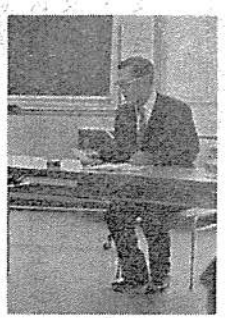
なお、この指定業種に該当するか否かの認定基準は

指定業種に属する中小企業者のうち、「最近三ヶ月間の月平均売上額が前年同期の月平均売上額に比して十%以上減少していること」となっており、この基準に該当する者に適用される。

職長・監督者の問題解決とリーダーシップ

経営教育コンサルタント
森本正樹

十月十六・十七日の両日、「職長・監督者の問題解決とリーダーシップ」講座を担当させていただきました。問題解決のためのグループ討議もまぢえ受講の各位はたいへん熱心に参加されました。とくにメンバーの知識、経験を結集し、さらにその向上を図るためにいかにリーダーの努力が必要かを痛感した次第ですが、これを監督者の職場における立場から若干の所感を述べてみます。



監督者にはいうまでもなく部下従業員を育成する責任があります。部下と共に問題解決のよりよい方法を探究し発展させることは、部下の成長の上にも大いに役立ちます。我々の部下の中には非常にすぐれた考えをもっていながら、その考えをどう利用してよいか知らなかったり、考える時間を思うようにもたない人がいます。そのために、せっかくのその人たちの独創的な考えは考慮に価いせずに残されていることがよくあります。

我々はもつと日常から促考的質問を相手に投げかけてはどうでしょうか。たとえば、ある作業員が、現在使用しているものよりももっとよい新しい方法について話ししているとします。「君のそのやり方で日程を変更すると、どういうことが起ると思いますか」と尋ねるのです。しかし、その人の考えを頭から批判していると思わせないこと、この質問により我々と部下の双方が、ともにその他の可能な方法を探求しているという印象を作り出すべきです。

この方法は、我々の同僚や上司との会合の席上でも十分に役立ちます。しかしその人の推理上の明らかな欠点をロコツに指摘したりすると、その人を失望させ反感をもたせることになりません。これと反対に、つねに探究的な性質をもつ促考的質問をする場合は必ず前向きの姿勢が出てくるものです。かんたんなようでも意外に難しいので、こうした促考的質問をタイミングよく使えるよう修練していただきたいものです。

次に、本当に成功する監督者とは、自分の部下従業員や同僚たちの信頼をかち得る手腕をもたねばなりません。監督者は、その人たちが、大なり小なり自分の仕事や個人的な事柄のこまかい問題をもちこんでくる時に、真面目になって、その信頼してくる人の立場を守つてあげないかぎり、決して信用や尊敬をかちとることはできないでしょう。他の人々が我々と正当に議する場合には、我々は自分に向けられた信頼を裏切らないという道義的な義務があります。

いま一つの点は、我々が人に、何かの考え方や手続きについてその人の意見を聞きたい場合、その人の話すことを謙虚に聴き、受容的態度を示すということが大切です。受容とは替成ということではなく、つねに相手の立場になって理解するという考えが基本になつています。その人の立場が我々の立場と違つているならば、我々が攻勢を示したり、そんなことは聞きたくないというような態度をすべきではありません。もしそうするならば、我々はすぐに、何事でもただハイハイと聞いてくれるイエスマンたちにとり囲まれることになるか、あるいは我々はたいていの話し合いから除け者にされてしまうことでしょう。これでは職場の問題意識の交換もできず、問題形成につながらないことはいうまでもありません。（以上）

同氏の横顔

慶応大学法学部卒。東洋紡績㈱、松下電器産業㈱等の訓練課長を経て、現在マネジメントアカデミー、森本経営研究室各代表。その巧みな話術は、当所の講師としても好評を得ている。

経営実務セミナー

販促とABCD戦略

企業が成長し繁栄するためには、マーケティング活動を十分に行うことが大切でしょう。アフターサービス、ビフォーサービス・コミュニケーションとしてのセールス活動などいずれもマーケティングの一環として行われているものですが、これらを整理して、ABCDに分けている学者もいます。このABCD販売戦略について検討してみましょう。

A（アフターサービス）＝本来の意味では、アフターサービスというのは、商品寿命がくるまで快適に使えるように配慮するということになるわけです。電気商品で三年間は無料修理しますというようなものです。こうした商法は安心して自社の製品を消費者に買ってもらえるというサービス精神のあらわれで、電化製品ばかりではなくカメラ、玩具、など他の商品にもはばひろく用いられています。それがまた売り上げ増加につながることにもなります。

B（ビフォーサービス）＝セールス後に面倒をみようというアフターサービスに対して、ビフォーサービスというのは商品計画に万全を期すということです。つまり、メーカーはどんなものを作ったら顧客に喜ばれるかを検討し、販売店はどんなもの扱ったら消費者にサービスしうるかということをあらかじめ十分に検討し実施することがビフォーサービスといえましょう。販売店が、「どんなものを、どれだけ、いつ仕入れるか」という仕入れの問題もビフォーサービスの一環として、真剣に検討する必要があります。ビフォーサービスの考え方で仕入れを行い、需要家の満足をかい、売り上げを伸ばすということが賢明な商法といえましょう。

C（コミュニケーションとセールス）＝顧客は何も販売店を繁昌させるために商品を買うのではなく、自分がその商品を欲しいから買うのです。顧客が真に欲しがっているものを提供することが売り手の仕事といえましょう。そのためにも、コミュニケーションが大切となります。コミュニケーションは、伝達、通信、通話、消息、たより、報道、通知などの意味であり、とにかく相手に知らせるということです。コミュニケーションを十分に行うために販売員の力がものをいうということになります。セールスマン活動もそのひとつで、アフターサービス、ビフォーサービスとともにゆるがせにできません。

その他、D（デストリビューション）＝A、B、Cの他に、Dを加えて販売促進の要素とする説もあります。これは、物流整理ということで輸送、保管、荷役荷造りなどに当を得ることの大切さを強調したものです。

要するに、販売促進ということは、己れひとりの立ち場ばかり考えるのではなく、客あっての商売ということを常に念頭におき、あらゆる手段をこうじて売り上げ増をはかるという心掛けに通じるものといえましょう。

あなたもスペシャリストに

各種検定試験案内

第86回　珠算能力検定試験

▽日　時　昭和五十一年二月八日（水）
　午前九時より
▽試験場　奈良県立短期大学
　（奈良市船橋町）
▽受験資格　学歴・年齢・性別・国籍等一切制限なし
▽受験申込　所定の申込用紙に必要事項を記入し、受験料を添付のうえ、当所検定課まで申込むこと。
▽申込締切　昭和五十一年一月十七日（土）
▽受験料　一級・七〇〇円
　二級・六〇〇円
　三級・四〇〇円
　四・五・六級三〇〇円

販売士（一級）検定試験

▽日　時　昭和五十一年二月二十五日（水）
▽試験場　奈良商工会議所
　（奈良市登大路町）
▽受験資格　小売業に従事している者および将来従事しようとする者。但し義務教育終了者。
▽受験申込　当所窓口に備え付けの申込用紙に所定事項記入のうえ、申込むこと。（写真必要）
▽申込期間　昭和五十一年一月十九日～同二月四日
▽受験料　未定

税務署だより

年末決算説明会 12月16日（奈良市）に実施

奈良税務指導連絡協議会（本部長・大森久司氏）では、左記により年末における決算説明会を開催します。

多数、ご出席くださるようお願い致します。

記

▽日　時　昭和五十年十二月十六日
　午後一時三十分～同四時

▽場　所　奈良県文化会館小ホール

奈良県香港貿易駐在員事務所の利用方法について

県商工課

県香港貿易駐在員事務所が設置されて一年。利用される県内旅行者の数は日増しに増加しています。

そこで県商工課では、一層の便宜をはかるため、旅行者にあらかじめ日程、時間等を県に申し出ていただき、旅行者個々を県で調整し、紹介状を発行することになりました。今後、同事務所を利用しようとされる方は左記によりご連絡下さい。

記

一、連絡事項
(1)旅行者の住所、氏名（企業名、代表者名）電話番号
(2)旅行日時　(3)旅行目的
(4)駐在員への連絡事項（各種の資料等）
(5)その他

二、連絡方法
文書にて連絡を原則とするが、緊急の場合は電話でも可。

三、連絡先
奈良市登大路町
奈良県商工労働部商工課（振興係）
電話奈良㉒一一〇一

奈良商工会議所共済制度

当会議所の実施しているグループ共済制度もおかげさまで着実な歩みをしております。そこで当制度に対する要望や疑問点等を加入者のみなさまに聞いてみました。

≪加入者の声≫

問＝加入の動機は…？

。同業者に勧められたからです。（N社）

。日頃から従業員の福利対策を考えていたので早速加入しました。（T店）

。交通事情はますます悪化し通勤時等における不慮の事故は大いに予想されるから。（S社）

問＝加入されてのご感想は…？

。当社では掛金を会社が負担しているが、配当金が割合多いので結局負担金がそれだけ安くなる点が魅力です。（M社）

。当社では外販員が多いが心配の負担が大変軽くなった。（H社）

問＝保険金を受け取られての感想は…？

。何といっても遺族の方から非常に感謝されたことから加入しておいてよかったと心強く思っております。（I社）

問＝当制度に対するご要望事項は…？

。何といってもこの制度を商工会議所が取り扱ってくれたこと、またこの制度に賛意を表します。何時までも続けてもらいたい。（K社）

。中小企業者のために、非常によい制度であるので地元商工業細部にまで徹底するように努力してほしい。（I店）

。できれば口数をふやしてほしい。（C社）

以上は加入事業場のご意見の一部をご紹介いたしました。ご協力賜わりました皆様には厚く御礼申し上げます。

加入口数の増加等については、多数の方々が希望されているようですので今後の課題として検討いたします。またいろいろご不明の点などがありましたら係までどしどし一報のほどお待ちします。

昭和五十一年度 新年賀会ご案内

わが国の経済状勢は、ますます厳しさを加え従来の高度成長経済から安定成長経済へと転換をはかりつつあるなか、昭和五十年も終わろうとしています。この時期にあたり、当所では地元経済界のより一層の奮気と協調を図るべく、奈良経済同友会（浅田敏章、杉山嘉一両代表幹事）との共催で、恒例の昭和五十一年度新年賀会を開催します。

多数のご出席をお願い致します。

▽日　時　昭和五十一年一月六日
　午前十時三十分～正午

▽場　所　奈良商工会議所五階大ホール

従業員の確保に――国の退職金制度を――

すぐれた従業員の確保に役立つ退職金共済制度をおすすめします。

この制度は、中小企業にも、国の援助で大企業なみの魅力ある退職金が支給できるようにという趣旨で作られ、国から補助金が出ている唯一の退職金制度です。この制度を利用しますと、月づきわずかな掛金で将来多額の退職金が支給できるうえ、国の制度ですので安全、確実に運営されて安心です。

また、従業員も有利な退職金が確実にもらえることが期待できるので、安心して仕事に打ち込め、従業員の定着率がよくなります。

【免税の特典】

そのうえ、毎月の掛金は、全額免税扱いの特典がありますので、企業経理の負担は軽くて済みます。

この制度についてのくわしいことは、都道府県労政課（労働福祉課）、労政（商工労働）事務所、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等の事業主団体および市町村商工課、お近くの金融機関、または直接、中小企業退職金共済事業団（東京都港区芝公園一丁目七番六号、電話〇三―四三六―〇一五一）広報課にお問い合わせください。

会議所日誌

（十月～十一月）

10月
22日 ◇生活関連物資打合せ会に出席（円城寺指導員、於白浜）◇理財部会、証券業会議（出席七名、於当所）◇観光土産品研究開発協議会打合せ会に出席（小谷専務理事、西村指導員）◇婦人会連合会総会に出席（出席野村会長外十六名、於広島市公会堂）
23日 ◇土産品連絡協議会買取審査実施（於当所）
24日 ◇顧問相談役会議開催（出席八名、於当所）◇商業小売部会議員会開催（出席七名、於当所）◇奈良交通㈱社長就任披露パーティーに出席（上田、小林両副会頭、於奈良ホテル）
25日 ◇交通運輸部会幹事会開催（出席十二名、於当所）◇卸団地会員増強会議開催（出席四名、於当所）
26日 ◇第八十五回珠算能力検定試験実施（受験者数四五七名、於県立短期大学）◇商業小売部会実行委員会開催（出席四名、於当所）
27日 ◇副会頭会議開催（於当所）◇卸団地協議会開催（出席四名、於当所）◇奈良市・トレド市親善代表団歓迎レセプションに出席（小谷専務理事、於奈良ホテル）
28日 ◇現財部会・相互銀行会議（出席七名、於当所）◇当所婦人会十月例会開催（出席十九名、於当所）
11月
1日 ◇奈良県経営者協会青年部会創立十周年記念式典に出席（木戸部長、於当所）
2日 ◇鹿の角切りに参加（木戸部長）
4日 ◇副会頭会議開催（於当所）◇記帳継続指導実施（四日～七日の四日間延指導件数十六件）
5日 ◇昭和五十年度中小企業施策普及地方連絡協議会に出席（仲野指導員、於大阪通産局）◇会館建設実行委員会倶楽部打合せ会開催（出席六名、於当所）
7日 ◇第四回会館対策実行委員会開催（出席十九名、於当所）◇当所婦人会十一月役員会開催（出席九名、於当所）
9日 ◇商工まつりに出席（当所会員事業場経営者従業員百五十名、後藤、仲野、東、於文化会館）◇春日大社還都祭に参列（木戸、西村、石田、渡辺、清水）
10日 ◇副会頭会議開催（於当所）
11日 ◇福岡商工会議所視察団奈良ファミリー見学（円城寺指導員）
14日 ◇「あすの生活を築く県民のつどい」に出席（仲野指導員、於文化会館）◇奈良市における商業と消費者との懇談会（小谷専務理事、円城寺指導員於当所）
16日 ◇第四十三回簿記検定試験実施（受験者数二百二十七名、於奈良商業高等学校）
17日 ◇副会頭会議開催（於当所）◇第九十四回常議員会開催（出席十五名）◇第五十九回臨時議員総会開催（出席六十三名）◇卸団地視察実施（於豊崎、浜松）◇昭和五十年度団体職員研修会に参加（円城寺指導員、於東京オリンピックセンター）
18日 ◇当所婦人会秋のバス旅行実施（出席十九名、於曽爾、香落渓）

あなたの企業にこの人を!!

求職者情報

下記の求職者が奈良公共職業安定所に申込まれておりますので、雇用を希望される事業所は職業安定所紹介係までお問わせ下さい。

11月27日掲載分

性別	No.	職種	年齢	経験	本人の希望 手取賃金（月収）	勤務時間（休日）	勤務地（通・住）	規模	住所	配偶者の有無	学歴・資格
男子	1	建築設計	24	建築設計 5年余	110,000円以上	8.30～5.00（日曜）	県内外通	10人以上	奈良市	無	高卒（建築科） 2級建築士
	2	工程管理 工事管理	30	工程管理 製品検査	200,000円	8.30～5.00（日曜）	県内外通	100人以上	生駒市	有	大卒（経済）
	3	鉄筋工	41	鉄筋組立 10年余	120,000円	8.30～5.00（日曜）	県内通	30人以上	天理市	無	中卒
	4	電気設備設計	38	設備設計 15年	200,000円	9.00～5.00（日曜）	県内通	50人以上	奈良市	有	高卒（電機）
	5	カメラマン	37	商業写真撮影14年	150,000円	9.00～5.00（日曜）	県内外通	20人以上	奈良市	有	高卒
女子	1	婦人服仕立	21	なし	80,000円	9.00～5.00（日曜・祝日）	奈良市通	不問	生駒市	有	洋裁学校卒
	2	保母見習	19	なし	70,000円	9.00～5.00（日曜・祝日）	奈良市通	不問	奈良市	無	高卒
	3	一般事務	38	1年	70,000円	9.00～5.00（日曜・祝日）	奈良市通	不問	奈良市	有	高卒 珠算3級程度
	4	〃	33	14.5年	80,000円	9.00～5.00（日曜・祝日）	生駒市奈良市通	不問	生駒市	有	高卒 珠算3級
	5	〃	46	12.5年	70,000円	9.00～5.00（日曜・祝日）	天理市奈良市通	不問	天理市	無	高卒 珠算可

消息

◇代表者変更
㈱京都相互銀行奈良支店
新　西部正男　旧　二宮俊和
吉田印刷㈱
新　吉田清　旧　吉田義夫
三和印刷㈱
新　太田孜　旧　太田宗男

◇住所変更
吉田印刷㈱
新　奈良市三条桧町一七二―一
旧　奈良市東城戸町八

大阪ガス(株)奈良営業所 支社に名称変更

大阪ガス㈱奈良営業所（奈良市学園北二―四―一）では十月十五日より、奈良支社に名称変更した。同所では、従来より支社なみの業務内容を誇っていたが、この名称変更でイメージアップをはかり、より充実したサービスを目ざしている。

50年度会費 納入についてお願い

当所運営に関しまして平素よりの御協力ありがとうございます。

さて、当所では新会館竣工とともに会議所事業を積極的に推進しておりますが、その財源となるべき会費が未納になっている方がおられます。

つきましては、前述の事情をお汲みとりのうえ、至急ご納入下さるようお願い致します。

内　外　国
特許・実用新案・意匠・商標
出願・審判・鑑定・相談・侵害事件・訴訟
（奈良商工会議所中小企業相談所顧問・相談日・木曜日）

蔦（ツタ）田内外国特許事務所

弁理士　蔦　田　璋　子
弁理士　蔦　田　正　人

大阪市東区瓦町2丁目9番地
（堺筋本町北へ200m東側）ハラダビル8F
電話大阪（06）227—5535～5537

電気はみんなのもの
大切に使いましょう

関西電力（株）奈良支店

<現代のプロメテウス>
近電工はあすを具現します
総合設備産業のバイオニア——
<近電工>は新しい時代の展開とともに成長をつづけ70年代のエネルギーを先導します。
電気・計装・空調・土木
近畿電気工事株式会社
取締役会長　大森久司
取締役社長　岡木井繁一
奈良支店長　岸英夫



ご紹介

どうぞよろしく！

部会	社名	代表者名	所在地	業種	TEL
観光	大福食堂	樋口常子	奈良市三条桧町387の3	食堂	㉝0025
建設	大西工務	大西翠	〃 鶴舞東1—66—102	営繕工務	㊺9860
〃	積水ハウス㈱奈良営業所	小川孝夫	〃 高天町38—3	建設	㉖1561
〃	阪奈積和工事㈱	小川孝夫	〃 芝辻町4丁目6—3	建設	㉞1911
理財	東京生命保険㈱奈良支社	武藤章	〃 西木辻瓦町34	生命保険	㉒4052

確定申告 決算準備の用意 ——出来ましたか?!



事業を営んでいる個人については、その年度における事業所得に関する確定申告書を翌年の二月十六日から、三月十五日までの期間中に所轄税務署へ提出しなければなりません。

そこで、そのための準備として左記の作業をする必要があります。

一、売上、仕入、各経費の一年間の合計額の算出

二、期末（十二月三十一日）における、棚卸資産（部品、製品等）の棚卸高の算出

※棚卸の評価については、税務署に届出ている方法により評価、届出ていない場合は、五十年末に一番近い時期に仕入れた仕入単価で算出

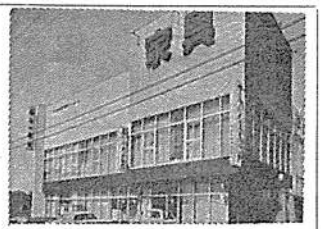
三、期末（十二月三十一日）における売掛金残高の確認

四、減価償却資産（建物、機械、車輌、備品等）の購入、売却等の有無あれば、その明細

以上詳細については当所中小企業相談所まで

TEL　26—六二二三

良心的な価格・正札販売の店



■営業品目
ご婚礼家具／ご婚礼組夜具／ドレッサー／応接セット／書斎家具／ベッド／敷物／カーテン／お台所用家具／事務用家具／ベビー用家具／ルームアクセサリー／座敷机／タンス／その他

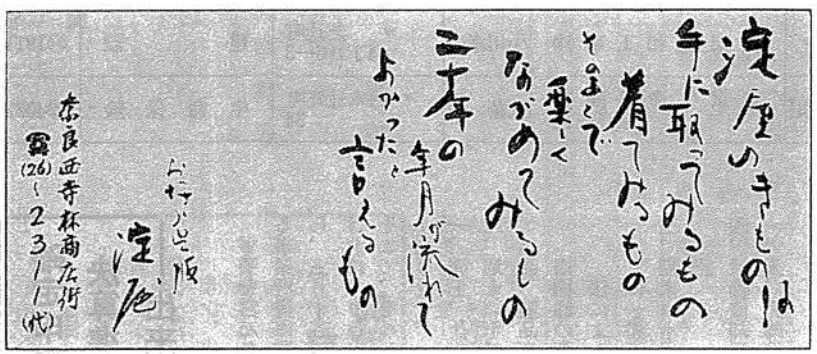
暮しに奉仕
森本家具
インテリア モリモト
西大寺店　奈良市二条町1丁目1-9　電 0742（33）7671
郡山店　大和郡山市丹後ノ庄町　電 07435（6）2731
生駒店　生駒市谷田町1250　電 07437（4）2181

お菓子は徳村

菓子、食品
冷凍冷菓　各種　奈良県代理

徳村商店
代表 徳村楢良

菓子食品部　奈良市大森町24番地　TEL 0742—24—2001～4
冷凍冷菓部　奈良市川ノ上町14番地　TEL 0742—22—0122～3



総合企画・設計・計画・監理

株式会社 桝谷設計　代表取締役 桝谷博行

本社及び奈良事務所　奈良市大宮町1丁目6番21号　TEL 奈良（0742）34—1461(代)
京都事務所　京都市中京区御池通御幸町亀屋町京都府旅館会館TEL京都（075）221-1632(代)
大阪事務所　大阪市淀川区宮原2丁目13—12桝谷ビル　TEL大阪（06）391—5071(代)

企業と家庭に奉仕する

三榮相互銀行

社長 野村萬作

本店　奈良市下三条町8番地
支店　大宮・西大寺・東生駒・天理・高田・桜井・橿原・五条下市・上市・郡山（大和小泉）・大阪（北区南森町）

商機をつかむ！



トヨタのビジネス
レンタをご利用ください。

信頼のネットワーク
トヨタレンタリース
必要なとき、必要な車が、スグそろいます。
節約時代にぴったりの合理的なシステム。
貴社でも是非ご検討ください。
お問い合わせは……☎0742(26)2223

トヨタレンタリース奈良
奈良営業所　奈良市杉ヶ町30　☎0742(26)2223